

第 40 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 3 月 11 日（金） 9 時 30 分～10 時 13 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員（19 名）

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	工 藤 正	3 番委員	柴 田 博 明
4 番委員	今 井 龍 美	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
7 番委員	三 浦 勝 志	8 番委員	山 口 知 治	9 番委員	齋 藤 久 嗣
10 番委員	三 浦 良 孝	11 番委員	桑 田 久 毅	12 番委員	古 川 榮
13 番委員	小山内 知 寛	14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘
16 番委員	葛 西 雅 博	17 番委員	齋 藤 美也子	18 番委員	對 馬 忠 法
19 番委員	大 川 哲 彌				

4. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-3	七 戸 茂 春	平賀-4	工 藤 勉
平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良	尾上-2	葛 西 均
碓ヶ関	平 山 純 一				

5. 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

平賀-2	今 井 三 男				
------	---------	--	--	--	--

6. 出席事務局職員（4 名）

事務局長	小 野 生 子	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也	主査	谷 川 智 也
事務員	奈 良 麗 奈				

7. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上 程 議 案

議案第 139 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見について

議案第 140 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 141 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 142 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 109 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 110 号 使用貸借合意解約書の受理について
報告第 111 号 農地改良届出書(盛土等の届出書)の受理について
第 6 閉 会

8. 会議の概要

- ・あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章
唱和(委員全員) (省 略)

[開会 9 時 36 分]

議長
(今井 龍美)

これより、第 40 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 19 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

議案説明のため、小野事務局長、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査、
奈良事務員、経済部農林課赤平係長、稲葉主事の出席を求めました。
書記には、福士碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。

日程第 1、議事録署名者を議長より指名するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
7 番三浦委員、8 番山口委員の両名にお願いいたします。

日程第 2、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。

日程第 3、本日の議案は、お手元に配布しております議案第 139 号から
議案第 142 号までの 4 件、ほかに報告が 3 件でございます。

なお、審議の際、今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現
地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に

疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

また、本日欠席の今井推進委員が担当されました現地調査については、問題なしとの報告を受けております。

それでは、議案審議に入ります。

議案第 139 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

1 ページをご覧ください。

議案第 139 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見について、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定により、平川市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものです。総会資料とは別に綴じております、議案第 139 号別冊資料をご用意ください。資料内容については、農林課赤平係長から説明させていただきます。

農林課赤平係長

農林課農政係長の赤平と申します。よろしくお願いたします。

私の方から、別冊資料を一枚めくっていただきまして、平川市基本構想の見直しの概要という用紙をもとに概要をご説明いたします。

まず、1 番といたしまして基本構想改正の内容及び概要につきましてですが、大きな 2 番の方に全体の構成を県の基本方針に沿うように全部改正した内容が記載されておりますが、まず初めに下のほうで基本構想に記載する所得目標や経営指標等の概要についてご説明いたします。

(1) 育成する農業経営体の経営目標についてです。

①農業経営体の経営目標になりますが、こちらは認定農業者が 5 年後に目指すべき所得目標等に用いております。世帯当たりの農業所得につきまして 500 万円から 600 万円という設定になります。こちらは現基本構想から増減なしとなります。

②新規就農者の経営目標です。こちらは新たに就農する者が計画を作る時に目指すべき所得目標となりますけれども、①の認定農業者等が目指すべき所得の概ね 5 割というのが県の方針でも謳われておりますので、そちらを参考にし、世帯当たりの農業所得は 250 万円という形になります。

①番も②番も現基本構想から増減はなしですけれども、下の※印のところですが、昨年米価下落等がありまして、セイフティーネットへの加入の方をより一層促進するという事で考えておりますが、その一つとしてナラシ対策というものがございます。

こちらのナラシ対策につきましては、認定農業者でなければ加入できないという要件となっておりますので、そういうところも考慮いたしまして目指すべき農業所得につきましては、増減なしとしたもので

ございます。

③年間の労働時間です。こちらは 2,000 時間ということで、現基本構想から変更なしとして考えております。※印になりますが、こちらの労働時間につきましては県基本方針に合わせたものでございまして、県の方も 2,000 時間というのを目標に掲げておりますので当市としてもそれに倣う形で 2,000 時間としたものでございます。

続きまして、(2) 農業経営の指標・営農類型ということでございませうけれども、基本構想の中に営農類型の方が記載されております。

①個別経営体につきましては、全部で 8 類型、プラス組織の方として 2 つの類型が記載されております。その類型の変更でございませうけれども、これまで主食用米とミニトマトの経営というものが記載されておりましたけれども、それをミニトマトに変更したいと考えております。ミニトマトの単一経営の方でも近年認定農業者に認定される方が増えてきたという事を踏まえミニトマトの単一経営というものに変更するものです。

りんごと主食用米、飼料用米という経営類型につきましては、りんごと主食用米という形に変更したいと考えております。

認定農業者の経営では、経営状況を見るとりんごと主食用米という方が割合的に多いということで、そちらの実状を反映した形になります。

②新規就農者の類型につきましてですが、こちらは主食用米と飼料用米、大豆というものを、主食用米と大豆というように変更したいと思っております。

水稻の方の新規就農者というのは、なかなか新たに取り組むという方は少ないですけれども、経営を主食用米と大豆の二本とすることで、経営をより分りやすくしたいということで、このように変更したいと考えております。

類型を追加しておりますが、申し訳ございません、資料の訂正をいたします。ミニトマトの方は既にありますので、こちらのミニトマトの方を削除したいと思います。

類型の追加につきましては、シャインマスカットになります。シャインマスカットも近年新規就農者の方で取り組む方が増えているという状況を踏まえて類型を追加したいと考えております。

続きまして、(3)農用地の集積目標でございませう。

こちら現行の基本構想の中では 65 パーセントを目標値にしております。改正案につきましては、70 パーセントということで、5 パーセント増で見直したいと考えております。※印になりますが、農業委員会でも集積率の方が総会等々で出てくると思いますが、令和 3 年 4 月 1 日時点の集積率が 52 パーセントとなっておりまして、また、農業

委員会の方で策定した農地等の利用の最適化の推進に関する指針の中で令和6年の集積目標を70パーセントとしているところでありますので、そういったものを参考に改正案につきましては70パーセントとしたいと考えております。

続きまして、次のページでございますけれども、表の右側が現行の構想の中の第1という大きな項目について記載しております。第1の項目の中に1から8までの項目が現行の構想ではあります。

この体裁を県の方で出しております雛型に合わせる形で表の左側、第1の項目を1から6までというように体裁を整えるという見直しになります。例えば、現行の第1の1、基本的な農業振興の目標に記載されている内容につきましては、大きく削除・追加することはなく、見直し後につきましては、1番の農業の現状と2番の農業の基本方向と4番の基本的施策の項目に合わせる形で内容を振り分けたという形になります。同じく矢印をもとに項目の整理、内容、記載する場所を変えたりしておりますけれども、こういった改正も県の雛型に合わせて行うことから、今回の改正につきましては全部改正ということで見直したいと思っております。

お手元にあります基本的な構想の案をご覧くださいませうえで、ご意見を頂戴したいと思っております。

私の方からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長

議案の説明が終わりました。

それでは、議案第139号について、質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

8番山口委員

8番山口です。

1枚目の(3)農地の集積目標のことについてですが、今、生産組織が集落営農に移行していますが、それは集積になるのでしょうか。

小野事務局長

地域の担い手に位置づけされている方々の面積になるので、その後に生産組織が位置づけされているかと思っておりますので、そちらも入っていくかと思っております。個人だけでは今ここにあるように52パーセントですけれども、国の目標値は80パーセントとなっておりますので。

8番山口委員

集落営農に移行した時点でまとまったという事に捉えることはできるのですか。

集積したという事になるのでしょうか。

小野事務局長	生産組織も、個人経営者もまとめてやっているところは集積しているという捉え方です。それでいて現状市内は52パーセントという事です。目標は70パーセント。
8番山口委員	という事になるのですよね。
小野事務局長	はい、現状では。今のところ。
8番山口委員	移行した時点で集積したと捉えた方がいいのですよね。
小野事務局長	その生産組織なり大きな農家さんが持ったのを合わせた面積が集約された面積という形でカウントされていきますので、まだ平川市は半分ちょっとしか集積されていないという現状でございます。
議長	よろしいでしょうか。 他に質疑・ご意見ございませんか。
3番柴田委員	3番柴田です。 先程、新規就農者の中で類型の追加でシャインマスカットが近年増えてきているという事ですけれども、各市町村の作付面積は分かりますでしょうか。 それからもう一つは、平川市で現在においてシャインマスカットの経営面積、栽培している面積があったら教えて欲しいです。
小野事務局長	柴田委員、申し訳ございません。今現在ではシャインマスカットだけという項目でのデータを持ち合わせていなく、恐らく認定農業者や新規就農者の申請した面積であれば出てくるかと思うのですけれども、現状その集計をしておりません。ただ、増えては来ている、作付けをしている農家さんがどんどん増えてきているのはあります。 すみません、今持ち合わせていないという事で、後程調べてお知らせする形になるかと思えます。
議長	よろしいでしょうか。 他にございませんか。
尾-1 小野推進委員	尾上1の小野です。 私、以前認定農業者だったのですけれども、農林課の方で変わったみたいでして。黒石の方にも農地があるのですが、それは平川市の管轄ではなく中南の管轄だと言われまして。認定農業者の農業所得 500

万から 600 万という目標を達成できないものですから。中南の方に行けばいいのでしょうかけれども。それで平川市の認定農業者を辞めたという事がありました。私、金屋なのですけれども、金屋の田やっている人、りんごやっている人、黒石の方に結構農地を持っているのですよ。ですから、平川市の認定農業者はこの目標がある限りはできないと。また前みたいに平川市以外の農地があっても平川市の方で面積を合算して、目標に近づけるような形を取れないのでしょうか。そうするとまた平川市の認定を取れるのですけれども。中南の方から何とか外してもらいたいと。また以前のように平川市の方で認定を受けられるようにしてもらいたいのですけれども。結構そういう人がいますので。

農林課赤平係長

認定農業者の認定の件について、他市町村に農地があった場合中南で認定するというお話だと思いますけれども、令和 2 年度から国の方で認定する機関を市町村なのか県なのか国なのかというふうに改正したところでございます。

その中で、平川市のみ農地がある方は平川市が認定主体となります。ただし、平川市以外の市町村にも農地がある方につきましては、県が認定するというふうに国の方で改正しております。

ただ、そういった状況でありましても、例えば平川市の農地分だけを計画に載せて、黒石市の農地を載せないで認定したいということであれば、平川市の方で認定はできるものという形になっております。ただ、そういった中で平川市以外に農地のある方はたくさんおりますので、農林課としましては中南ではなく、平川市の方で相談を一旦受けたうえで中南の方に計画を農林課から提出するというところで、なるべく農業者さんにお手数をお掛けしないように運用しているところでございますけれども、わざわざ中南に行くという煩わしい事があれば、教えていただければ、私たちも中南の方に協力といいますか、計画を一度私たちの方で一度しっかりと聞いたうえで中南の方に提出したいと思っておりますので、何かご理解いただければと思います。

議長

今の説明でよろしいでしょうか。

尾-1 小野推進
委員

その場合、平川市の農林課に行った場合の話ですけれども。中南に行くのが面倒なので、平川市の方で書類を出すときに、例えば黒石の農地を書いても大丈夫という事なのですか。

農林課赤平係長

はい、そうですね。

所得目標というのがありますので、むやみに黒石市の農地を除いた

場合に所得目標をクリアできない場合もございますので、そこは計画の方に入れていただいた上で、中南の方まで行かず農林課の方に提出していただいて、私たちの方から県の方に提出するというのは県の方でも問題ないということですので、そういう形でやっていきたいと思っております。

尾-1 小野推進
委員

分かりました。

議長

他に質疑・ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

今いただいたご意見を取りまとめて回答することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定し、農業委員会の意見とした形で回答いたします。

ここで、農林課赤平係長、稲葉主事は退席いたします。

(農林課赤平係長、稲葉主事退席)

議長

次に、議案第 140 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

3 ページをご覧ください。

議案第 140 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧、別添 3 関連案件一覧と合わせて 4 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 189 番が親族から受贈、190 番が親から受贈、191 番が経営拡大となっております。

今回の件数は 3 件、面積 4,583 平方メートル、田 1 筆 1,216 平方メートル、畑 2 筆 3,367 平方メートルとなっております。

次に 5 ページ、賃貸借権設定については、整理番号 318 番から 13 ページの 338 番までが経営拡大、339 番が耕作便利のためです。

今回の件数は 22 件、面積 137,358 平方メートル、田 86 筆 127,192 平方メートル、畑 10 筆 10,166 平方メートルとなっています。

次に 14 ページ、使用貸借権設定については、整理番号 81 番及び 82 番が引き続き農業者年金を受給するための再設定、83 番は夫からの経営継承です。

今回の件数は 3 件、面積 34,837 平方メートル、田 4 筆 8,046 平方メートル、畑 19 筆 26,791 平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 140 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 141 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

16 ページをご覧ください。

議案第 141 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 4 農地転用許可基準説明書と合わせて、17 ページをご覧ください。

整理番号 22 番の申請地は、18 ページのとおり弘南鉄道柏農高校前駅から北西へ約 800 メートルに位置する農地です。土地利用計画は、19

ページのとおりで貯木場として転用いたします。

農地区分は別添 4 の 1 にあるとおりで、8 の総合意見として許可できる要件を満たすため、許可相当と考えます。

今回の申請件数は 1 件、面積 6,288 平方メートル、田 1 筆です。
以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、12 番古川委員、13 番小山内委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

12 番古川委員

特にありません。

13 番小山内委員

特にありません。

議長

暫時休憩いたします。

【休憩 10 時 03 分】

【再開 10 時 05 分】

議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、議案第 141 号について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 142 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

20 ページをご覧ください。

議案第 142 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

21 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 248 番から 24 ページの 257 番まで

は全て譲受人の経営拡大による売買です。

今回の件数は10件、面積33,898.51平方メートル、田23筆33,302平方メートル、畑2筆587平方メートル、宅地、登記は田ではありませんけれども1筆9.51平方メートルです。

なお、売買価格については、別添5のとおりです。

次に25ページ、利用権設定について、整理番号103番は借受人の耕作便利による賃貸借、整理番号104番は借受人の経営拡大、105番は農地中間管理事業による利用権設定で、一括方式による再設定です。

今回の件数は3件、面積10,840平方メートル、田6筆10,824平方メートル、畑1筆16平方メートルです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、1番今井委員、2番工藤委員疑問点等がありましたらお願いします。

1番今井委員

特にありません。

2番工藤委員

特にありません。

議長

それでは、議案第142号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

16番葛西委員

16番葛西です。

宅地というところを生産組合が持って、どのような利用の仕方をするのか。その宅地は現状どうなのかを聞きたいです。

谷川主査

こちら宅地については町居生産組合の格納庫が建っておりまして、現況は宅地として課税されているためこのような形で宅地1筆と表記しておりました。

議長

よろしいでしょうか。
他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第142号を原案のとおり決定することに、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、報告3件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

26 ページをご覧ください。

報告第109号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

27 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号152番は借受人に売買するため、153番から155番は他者へ貸付するため解約するものです。

今回の件数は4件、面積15,912平方メートル、地目は全て田です。

続いて28ページをご覧ください。

報告第110号、使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

29 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号62番は他者へ売買するため解約するものです。

今回の件数は1件、面積5,377平方メートル、地目は全て田です。

続いて30ページをご覧ください。

報告第111号、農地改良届出書(盛土等の届出書)の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

31 ページをご覧ください。

整理番号6番は32ページのとおり碓ヶ関小学校から北へ約1キロメートルに位置する農地です。土地利用計画は33ページのとおりで、盛土後は野菜を作付するそうです。

今回の届出件数は1件、面積は1,716平方メートル、田2筆です。

以上です。

議長

報告事項ではありますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたします。

よって、第40回総会を閉会いたします。

[閉会 10時13分]